

千葉市附属機関の委員の公募に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市市民自治によるまちづくり条例施行規則（平成20年千葉市規則第25号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、附属機関の委員について公募による選任を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第2条 局長等（局長、区長、会計管理者、教育長及び行政委員会等の事務局長をいう。以下同じ。）は、所管する附属機関の委員について、公募により選任するよう努めるものとする。この場合において、局長等は、千葉市附属機関への女性委員の登用促進要綱に基づき、女性委員の登用について配慮するものとする。

(選考要領の作成)

第3条 局長等は、規則第10条の規定に基づき選考委員会を設置するときは、公募委員の選考方法、選考基準その他選考に関し必要な事項を定めた要領を作成するものとする。

(事前協議等)

第4条 局長等は、附属機関の委員を選任しようとするときは、選任しようとする日の5月前までに附属機関公募委員選任協議書（様式第1号）により市民局長と協議するものとする。ただし、市民局長が特に認めた場合は、協議を省略することができる。

2 局長等は、公募委員を募集しようとするときは、附属機関公募委員募集計画書（様式第2号）により市民局長と協議するものとする。

3 附属機関の所管局長等は、公募委員を選任したときは、速やかに附属機関公募委員選任報告書（様式第3号）により、市民局長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後にする附属機関等の委員の選任に係る手続きについて適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附属機関公募委員選任協議書

(あて先)

市 民 局 長

局長等名

附属機関の委員の選任に当たり、千葉市附属機関の委員の公募に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により協議します。

記

- 1 附属機関の名称：
- 2 選任予定日：
- 3 公募委員の選任について

(1) 公募委員を選任する場合

委員定数： 人	今回選任委員数： 人	うち公募委員数： 人
-------------------	--------------	--------------

(2) 公募委員を選任しない場合

選任できない理由
他指定都市の状況

課等名 _____ 係等名 _____
氏 名 _____ (TEL _____)

附属機関公募委員募集計画書

(あて先)

市 民 局 長

局長等名

附属機関の委員の選任に当たり、千葉市附属機関の委員の公募に関する要綱第4条第2項の規定により協議します。

記

1 附属機関の名称：

2 募集計画

公募委員の定数	人	男女の内訳	男	人	女	人	男女の別なし
応募資格							
(1) 本市内に在住し、在勤し、又は在学していること							
(2) 本市の他の附属機関の公募委員でないこと							
(3) 本市の市議会議員又は職員でないこと							
以下追加							
公募方法(周知の手段)							
選考方法及び日程							
選考委員会のメンバー							
備考							

課等名 _____ 係等名 _____
氏 名 _____ (TEL _____)

附属機関公募委員選任報告書

(あて先)

市 民 局 長

局長等名

附属機関の委員を選任したので、千葉市附属機関の委員の公募に関する要綱第4条第3項の規定により報告します。

記

1 附属機関の名称：

2 選任状況

公募委員の定数	人	男女の内訳	男	人	女	人	男女の別なし
応募者数	人	男女の内訳	男	人	女	人	
一次選考者数	人	男女の内訳	男	人	女	人	
選任公募委員	人	男女の内訳	男	人	女	人	
公募委員選任予定者(氏名、性別、年齢、役職等) (例)千葉 太郎 男 55歳 ○○団体役員							
備考							

※二次選考を行わない場合は、一次選考者数の欄は記載不要です。

課等名 _____ 係等名 _____

氏 名 _____ (TEL _____)